

ハラスメント手続きについて

組合照会（2023年12月20日）と大学回答（2024年1月12日）

[組合] 大学は組合に、職員がハラスメント申立がされたものだけをハラスメントとして認識する旨説明しています。

[大学] より正確には、本学のハラスメント全学防止対策委員会は、ハラスメントの申立てがあつて初めて『ハラスメント問題解決のためのガイドライン』による問題解決の手続きの対象として認識するということになります。

[組合] 組合は、本学において当該申立とは、東北大学ハラスメント全学防止対策委員会に対して行うものしかないと認識していません。

[大学] より正確には、『ハラスメント問題解決のためのガイドライン』において、ハラスメントの申立ての手続きは、ハラスメント全学防止対策委員会に対して行うことになっております。

[組合] 本学のハラスメント対応にかかるルールは「国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」によることと、しかしながら、申立等の手続きについては同規程には規定がなく、「ハラスメント問題解決のためのガイドライン」がそれを具体化していることも説明されています。

[大学] 概ねそのような理解で結構ですが、『国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程』にもハラスメント全学調査委員会やハラスメント全学調停委員会の設置に関する事など相談、申立て及び問題解決の手続きについての規定がいくつか置かれており、全く規定がないわけではありません。

[組合] 上記と直接の関係はないかもしれませんが、組合は、パワーハラスメントについて、現在、一定の就業規則改正の手続きが進行中だと承知しています。

[大学] 概ねそのような理解で結構ですが、今回の改正の主たる目的は、性暴力等の防止ということになります。

[組合] 同ガイドラインに基づき職員がハラスメントの申立をした場合、受理されたら、調整、調停、調査のいずれかの手続きがされることになっていると思います。この認識で宜しいでしょうか。

[大学] そのような認識で結構です。

[組合] 上記において、調整、調停、調査のいずれの手続きも行わない旨の回答があつた場合には、受理されなかった、ということでしょうか。

[大学] そのような認識で結構です。

[組合] それとも、受理して検討した結論が、調整、調停、調査のいずれの手続きもしない、ということでしょうか。

[大学] 前問への回答のとおりです

[組合] 申立を受けて、調査さえしないということはあり得るのでしょうか。

[大学] 『ハラスメント問題解決のためのガイドライン』4④において、ハラスメント全学防止対策委員会は、提出された「申立書」の記載内容等について審査のうえ受理するかどうかを決定する旨、規定されております。

ご質問の「調査」の意味を、上記審査において（同ガイドラインに定められている問題解決の手続きである）調整、調停及び調査が必要かどうかを判断するための予備的な調査と理解するのであれば、そのような予備的な調査すらしないということは、（想定外のことがあるかも知れませんが）あり得ないとまでは言い切れませんが、極めて稀なことだろうと考えます。

[組合] 申立をしたものの受理されなかった場合、あるいは、調整、調停、調査のいずれの手続きも行わない旨の回答があった場合、申立をした職員のために、当該不受理等の対応に対するどのような手続きが用意されているでしょうか。

[大学] ハラスメント全学防止対策委員会によって不受理と決定された時点で問題解決の手続きは終了となりますが、ハラスメント相談窓口へ相談すること（相談の手続き）は可能です。

[組合] 上記と関連しますが、労働局にはハラスメントの相談窓口があると思いますが、不受理の場合には、当該職員としては労働局等学外の窓口や手段によるしかない、ということでしょうか。

[大学] 前問への回答の繰り返しとなりますが、不受理の場合であっても本学が設置しているハラスメント相談窓口を利用することは可能ですし、実際にそのような例もあるようです。

また、学外であれば、ご質問にあった労働局の総合労働相談コーナーのほかにも、労働委員会への個別労働紛争のあっせんの申請、法テラスへの相談、法務局への人権相談、弁護士への相談、日弁連に対する人権救済申立て、弁護士会等による裁判外紛争解決手続（ADR）、裁判所に対する民事調停の申立て、裁判所への民事訴訟の提起など様々な手段が考えられます。

[組合] その場合、不受理等に伴って、あるいは当初から、最低限、その説明は必要だと思いますが、そのような説明はされているでしょうか。

[大学] 不受理等に伴って、あるいは当初から、ハラスメント全学防止対策委員会からは「労働局等学外の窓口や手段」の説明を行っておりません。

なお、ハラスメント相談窓口での相談の中で「労働局等学外の窓口や手段」について、情報提供を行うことはあり得ることかと思われまます。